

コーポレートガバナンス・コード改訂案の概要

May 2026

In brief

令和 7 年度第 3 回コーポレートガバナンス・コードの改訂に関する有識者会議を踏まえて、金融庁及び東京証券取引所は、2026 年 4 月 10 日、「コーポレートガバナンス・コード」(以下「CGC」といいます。) の改訂案(以下「本改訂案」といいます。) を公表し、パブリックコメントが開始されました¹。2021 年以來 5 年ぶりの CGC 改訂となります。パブリックコメントは 5 月 15 日まで行われ、2026 年 6 月に本改訂案の内容が確定することが予想されます。

本改訂案のポイントは、主に以下の 4 点です。

- ① 補充原則の廃止と「解釈指針」の新設
- ② 取締役会による成長の道筋の構築、経営資源の配分に関する株主への説明及び検証の重要性の明記
- ③ 独立社外取締役の過半数設置と取締役会事務局の機能強化
- ④ 有価証券報告書の株主総会前開示の推奨

CGC の改訂を踏まえて、東京証券取引所は、2026 年 7 月までに、上場制度の見直しを行う予定です。改訂後の CGC に基づくコーポレートガバナンス報告書の提出期限は 2027 年 7 月末日とされています²。

本ニュースレターでは、本改訂案における主要な変更点について、その概要をご紹介します。

In detail

1. 改訂の目的

本改訂案は、CGC 策定時のプリンシプルベースの精神(原則を定め、細部は各企業に委ねる)に立ち返る CGC の実質化を狙いとするものであり、企業が中長期的な価値向上に向けた本質的な取り組みに注力する後押しをする観点から、コードのスリム化・プリンシプル化を図ることを目的としています。

2. コードのスリム化・プリンシプル化

¹ <https://www.fsa.go.jp/news/r7/singi/20260410.html>

² <https://www.jpx.co.jp/rules-participants/public-comment/detail/d1/t13vrt000000sodn-att/t13vrt000000sofy.pdf>

上記のとおり、本改訂案では、企業が中長期的な価値向上に向けた本質的な取り組みに注力することを後押しをする観点から、CGCのスリム化・プリンシプル化が図られています。具体的には、従前の補充原則を廃止し、①コンプライ・オア・エクスプレインの対象となる原則の内容を抽象的・概念的なものに限定するとともに、②コンプライ・オア・エクスプレインの対象とはならず、各原則の具体的内容や趣旨・背景を記載した「解釈指針」を新設しています。本改訂案は、基本原則(4個)、原則(26個)、解釈指針で構成され、現行のCGCの基本原則(5個)、原則(31個)、補充原則(47個)という構成から、簡素化が図られています。改訂前後のコンプライ・オア・エクスプレインの対象を図式化すると、以下のとおりです。

コンプライ・オア・エクスプレインの対象

	改訂前	改訂後
プライム	・基本原則(5個) ⇒ ○ ・原則(31個) ⇒ ○ ・補充原則(47個) ⇒ ○	・基本原則(4個) ⇒ ○ ・原則(26個) ⇒ ○ ・解釈指針 ⇒ ×
スタンダード	・基本原則(5個) ⇒ ○ ・原則(31個) ⇒ ○ ・補充原則(47個) ⇒ ○	・基本原則(4個) ⇒ ○ ・原則(26個) ⇒ ○ ・解釈指針 ⇒ ×
グロース	・基本原則(5個) ⇒ ○ ・原則(31個) ⇒ × ・補充原則(47個) ⇒ ×	・基本原則(4個) ⇒ ○ ・原則(26個) ⇒ × ・解釈指針 ⇒ ×

※ コンプライ・オア・エクスプレインを要する ⇒ ○ コンプライ・オア・エクスプレインを要しない ⇒ ×

新設された「解釈指針」においては、原則の背景となる考え方、目的のほか、当該原則を履行するための最良の手法(いわゆるベストプラクティス)や優れた手法(いわゆるグッドプラクティス)の一つと考えられる方策が含まれています。上場会社は「解釈指針」を参照しつつ対応することが期待されますが、各原則の趣旨・精神に沿った対応がなされていれば、具体的な実現手法は各企業に委ねることとされています。なお、現行のCGCには基本原則にそれぞれ「考え方」が付されていましたが、これらについては、内容が改訂された上で、すべて「解釈指針」と名称が変更されています。

3. 改訂の具体的内容

以下では、本改訂案における各コードの改訂の概要について、令和7年度第3回コーポレートガバナンス・コードの改訂に関する有識者会議における参考資料で示された以下の3点に沿って、ご紹介します。

- (1) 成長投資の促進
- (2) 取締役会の機能強化
- (3) 有価証券報告書の定時総会前開示

(1) 成長投資の促進

本改訂案においては、取締役会の役割・責務として、成長投資等に向けた取組みの重要性が明記されています。具体的には、本改訂案の原則において、以下の3点が追加されています。

① 成長の道筋の構築³

- 上場会社は、経営理念等に向けた成長の道筋を構築するなど、その道筋に沿った事業活動を行うべきであること。
- 取締役会は企業の成長の道筋を構築・提示する役割・責務を負うこと。

② 経営資源の配分に関する具体的説明⁴

- 取締役会は、上記の道筋を踏まえ、自社の資本コストを的確に把握した上で経営戦略や経営計画の策定・公表を行うべきであること。
- 取締役会は、経営戦略や経営計画で提示した収益計画や資本政策の基本的な方針及び収益力・資本効率等に関する目標を実現するため、成長投資や事業ポートフォリオの見直し等を行うなど、資本その他の経営資源を適切に配分すべきであること。
- 取締役会は、中長期的に企業価値を向上させる観点から、自社の収益性・資本効率・資本コストや成長可能性及びそれらを踏まえた自社の成長フェーズ、機会コスト等を十分に考慮した上で、経営戦略や経営計画、それを踏まえた資本政策を実現するために具体的に何を実行するのかについて、株主に分かりやすい言葉・論理で明確に説明を行うべきであること。
- 投資先を検討するにあたっては、例えば、(i)投資対象を自社の内部に求めるのか(設備・研究開発・人的資本・知的財産等の無形資産への投資等)、外部に求めるのか(M&A・業務提携・スタートアップ出資への投資等)といった観点、(ii)短期・中長期といった観点、(iii)国内投資(地方への人的投資・地方拠点の整備等)、国外投資といった観点等の多様な投資機会があることを十分に認識すべきであること。なお、知的財産等の無形資産への投資については、競争力や企業価値向上の源泉であることを踏まえ、その創出・取得・強化・保護・収益化に戦略的に取り組むべきであること。
- 経営戦略や経営計画の策定・公表にあたっては、取締役会において決定された事業ポートフォリオに関する基本的な方針や事業ポートフォリオの見直しの状況について分かりやすく示すべきであること。
- 取締役会・経営陣は、中期経営計画を策定・公表した場合には、これも株主に対するコミットメントの一つであるとの認識に立ち、その実現に向けて最善の努力を行うべきであること。仮に、中期経営計画が目標未達に終わった場合には、その原因や自社が行った対応の内容を十分に分析し、株主に説明を行うとともに、その分析を次期以降の計画に反映させるべきであること。

③ 経営資源の配分の適切性に関する不断の検証⁵

- 取締役会は、自社の経営戦略や経営計画を踏まえ、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に繋げるために適切なリスクテイクとなる経営資源の配分が実現されるよう、現預金等の金融資産や実物資産等の経営資源を成長投資等に有効活用できているを含め、不断に検証を行うべきであること。

(2) 取締役会の機能強化

本改訂案においては、取締役会の機能強化に関する事項について、現行のCGCに記載された中核的な責務は原則に記載され(第4章)、その解釈指針として、当該責務を実践するための具体的な取り組みの例示等が追加・加筆されています。

① 独立社外取締役の実効性確保の重要性の強調⁶

以下では本改訂案により原則への格上げがなされた事項の一部をご紹介します。

- 各原則の解釈指針において各原則の趣旨を明確化
- 支配株主を有するプライム市場上場会社は、取締役会において支配株主からの独立性を有する独立社外取締役を少なくとも過半数(支配株主を有するその他の市場の上場会社においては3分の1以上)選任すべきであること⁷。

³ 原則 4-1 前段及び解釈指針

⁴ 原則 4-1 後段及び解釈指針

⁵ 原則 4-2(2)

⁶ 原則 4-8～4-13 及び解釈指針

⁷ 原則 4-10 中段

- 独立社外取締役は、他の独立社外取締役との間で、独立した客観的な立場に基づく情報交換・認識共有を図るべきであること。例えば、取締役会における議論に積極的に貢献するため、例えば、独立社外者のみを構成員とする会合を定期的を開催することなどが考えられる⁸。
 - 独立社外取締役は、経営陣との連絡・調整や監査役または監査役会との連携に係る体制整備を図るべきであること。例えば、互選により、第一次的にこれらの連絡・調整・連携を担当する者(筆頭独立社外取締役など)を決定することなどが考えられる⁹。
- ② 取締役を支援する事務局(コーポレートセクレタリー等)の機能強化推進¹⁰
- 以下のように、議長や独立社外取締役を含めた取締役を支援する重要な役割を果たす事務局(コーポレートセクレタリーなど)の機能強化を推進すべき旨が明記されました。
- 取締役会の審議の活性化を図り、また、社外を含めた取締役・監査役への情報提供を含めた支援を適確に行うためには、取締役会を支える部署であるいわゆる取締役会事務局(コーポレートセクレタリー等)の機能強化等の取組みを推進することも重要であること。
 - 取締役会事務局は、会議運営を行う単なる取締役会の事務方としての役割のみならず、取締役会やその傘下の各委員会の会議体を実効性ある議論の場となるよう、当該会議体の果たすべき役割・責務に照らし適切な審議事項を定めるなど、それらの運営を能動的に行うことが望ましいこと。
 - 必要に応じて、社外取締役・社外監査役の指示を受けて会社の情報を適確に提供できるよう社内との連絡・調整にあたる役割を担うことも期待されること。
 - 独立社外取締役が議長を務める場合や、取締役会における社外取締役が占める割合が高い場合には、取締役会事務局が果たす機能が特に大きくなると考えられること。

(3) 有価証券報告書の定時総会前開示

本改訂案においては、株主総会における権利行使に係る適切な環境整備の重要な例として、以下のとおり有価証券報告書を株主総会前に提出することが示されています¹¹。

- 上場会社は、株主総会が株主との建設的な対話の場であることを踏まえ、株主の視点に立って、有価証券報告書を株主総会開催日前に提出するなど株主総会において株主が適切な判断を行うことに資すると考えられる情報を必要に応じ適確に提供する、株主総会開催日や議決権行使に係る基準日をはじめとする株主総会関連の日程を適切に設定する、プライム市場上場会社は、少なくとも機関投資家向けに議決権電子行使プラットフォームを利用可能とするなど、株主総会における権利行使に係る適切な環境整備を行うべきであること。
- 有価証券報告書には役員報酬や政策保有株式等のガバナンス情報等、投資家がその意思を決定するに当たって有用かつ信頼性の高い情報が豊富に含まれていることから、本来、株主総会開催日の3週間以上前に提出されることが最も望ましいと考えられること。
- 株主総会開催日や議決権行使に係る基準日を従前の慣行に基づく時期から後ろ倒しすることも含めて検討すること。

The takeaway

改訂後のCGCに基づくコーポレートガバナンス報告書の提出期限は2027年7月末日とされているため、適用を受ける上場会社は、これに沿った対応が求められます。

本改訂案は、2026年6月に内容が確定し、施行されることが予想されます。CGCの改訂を踏まえて、東京証券取引所は、2026年7月までに、上場制度の見直しを行う予定です。今後、上場会社においては、今後の有識者会議での議論及び現在実施されているパブリックコメントの結果、並びにこれらを踏まえた最終的な改訂後のCGC及び上場規則の内容に注視していく必要があります。

⁸ 原則 4-12 前段及び解釈指針

⁹ 原則 4-12 後段及び解釈指針

¹⁰ 原則 4-14(3) 及び解釈指針

¹¹ 原則 1-2

Let's talk

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

PwC 弁護士法人 第一東京弁護士会所属

〒100-0004 東京都千代田区大手町 1-1-1 大手町パークビルディング

電話：03-6212-8001

Email: jp_tax_legal-mbx@pwc.com

www.pwc.com/jp/legal

- PwC ネットワークは、世界 100 カ国以上の拠点に約 4,000 名以上の弁護士を擁しており、幅広いリーガルサービスを提供しています。PwC 弁護士法人も、グローバルネットワークを有効に活用した法務サービスを提供し、PwC Japan グループ全体のクライアントのニーズに応えていきます。
- PwC Japan グループは、PwC ネットワークの各法人が提供するコンサルティング、会計監査、及び税務などの業務とともに、PwC 弁護士法人から法務サービスを企業のみなさまに提供します。

パートナー

弁護士

茂木 諭

satoshi.mogi@pwc.com

弁護士

松下 祐

弁護士

簗田 和佳奈

本書は法的助言を目的とするものではなく、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。個別の案件については各案件の状況に応じて弁護士・税理士の助言を求めて頂く必要があります。また、本書における意見に亘る部分は筆者らの個人的見解であり、当弁護士法人の見解ではありません。

© 2026 PwC Legal Japan. All rights reserved.

PwC refers to the PwC network member firms and/or their specified subsidiaries in Japan, and may sometimes refer to the PwC network. Each of such firms and subsidiaries is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.